

添付図書

対象行為	根拠	添付図書	詳細
建築物や工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	景観法	□現地案内図	イ 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2500 分の 1 以上のもの
		□当該敷地及び当該敷地の周辺の景観現況写真	ロ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 ※1
		□施設配置平面図	ハ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
		□施設立面図 ※特定届出行為の場合 4 方向とする。	ニ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの ※2
	小山市景観条例	ア 当該敷地内に設備を設ける場合 当該設備の位置を表示する図面で縮尺 200 分の 1 以上のもの イ 当該敷地内に植栽する場合にあっては、当該植栽の位置及び植栽する樹種を表示する図面で縮尺 200 分の 1 以上のもの ウ 当該敷地内に外構を設ける場合にあっては、当該外構の位置及び意匠形態を表示する図面で縮尺 200 分の 1 以上のもの エ 建築物又は工作物の平面図で縮尺 200 分の 1 以上のもの オ 景観チェックシート(様式第 2 号) その他市長が必要と認めるもの	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ※図面の縮尺については、行為の規模に応じて調整可 (A3 判に収まる程度の縮尺) </div> ※景観チェックシート内の■は重点基準(必ず基準に適合するものとする)、□は一般基準(基準への適合に努め、やむを得ない場合、その基準に準じて景観に配慮する)になります。
都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項に規定する開発行為	景観法	□現地案内図 □当該敷地及び当該敷地の周辺の景観現況写真 □土地利用計画図 □造成計画図 □造成断面図	イ 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2500 分の 1 以上のもの ロ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真 ハ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
土地の形質の変更及び木竹の伐採	小山市景観条例	ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2500 分の 1 以上のもの イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真 ウ 計画図又は施行方法を明らかにする図面 その他市長が必要と認めるもの	

※1 周囲の公道等公衆から見える 3 方向程度とする。

また撮影箇所がわかるように現地案内図または施設配置平面図上に撮影箇所を明示する。

※2 彩色する色のマンセル値を図上にも明示する。

※ 届出および通知を代理で行う場合は、委任状を添付する。